

令和3年度 新型コロナウイルス感染症防止対策【中央競技会】
第72回全日本弓道遠的選手権大会 実施要項

1. 目的 本連盟における最高峰の遠的競技会と位置付け、弓道技能の向上を目指すとともに心技体になつた射手の育成を図ることを目的とする。
2. 主催 公益財団法人全日本弓道連盟
3. 後援 スポーツ庁・明治神宮・一般財団法人明治神宮崇敬会・公益財団法人日本武道館
4. 主管 東京都弓道連盟
5. 期日 令和3年10月31日（日）（本年度は一日で開催）
6. 会場 全日本弓道連盟中央道場
〒151-8557 東京都渋谷区代々木神園町1-1
TEL：03-5302-5865
7. 競技種目 遠的競技
8. 競技種類 個人競技
9. 競技種別 男子の部・女子の部
10. 競技内容 的中制（立射・直径79cm霞的）
11. 競技日程 女子の部
8：00～ 受付
9：00 受付終了（開会式は行いません）
9：30 予選開始
決勝に進出しないことが確定した選手はすみやかに帰宅・解散
11：00 決勝（射詰）
終了次第表彰式を行う。
男子の部
12：30～受付
13：30 受付終了（開会式は行いません）
14：00 予選開始
決勝に進出しないことが確定した選手はすみやかに帰宅・解散
15：30 決勝（射詰）
終了次第表彰式を行う。
12. 競技方法 (1) 予選
①各自4射を行い、皆中者を決勝進出者とする。
②皆中者が5名未満の場合は、3中者も決勝進出対象者とする。
(2) 決勝
①皆中者による射詰にて行う。
②優勝以外の順位決定は、遠近競射にて行う。
③予選皆中者が5名未満の場合、皆中者による順位決定後、残りの順位を3中者による遠近競射で順位を決定する。
④決勝進出者が5名未満の場合、残りの順位は「該当者なし」とする。
13. 表彰 (1) 優勝者に本連盟よりカップ（持ち回り）、賞状及びメダルを授与する。
(2) 2位～5位に本連盟より賞状及びメダルを授与する。
(3) 優勝者に公益財団法人日本武道館よりカップ及び賞状を授与する。

14. 参加資格 (1) 日本国籍を有し、地連（都道府県弓道連盟）に所属している、
以下いずれかに該当する五段以上の有段者又は称号者の男女各48名
①前回大会（第70回）男女優勝者。
②地連から選出された男女各1名。
15. 適用規則 公益財団法人全日本弓道連盟「弓道競技規則」ならびに本実施要項による。
16. 参加申込 (1) 方法：参加者は所定の参加申込書に必要事項を入力後、印刷し、参加料を添えて、
所属地連へ申請すること。
自筆の場合は、必要事項を黒のボールペン又は万年筆で楷書で判りやすく
明確に記入すること。鉛筆・サインペン等は使用しないこと。
地連は申請者の資格等確認の上、締切日までに申込書を下記宛に送付し、
参加料を本連盟の指定口座へ締切日までに振り込むこと。
(2) 注意点：参加者は申込に際し、所属地連の締切日に十分注意すること。
個人会員から本連盟に直接申し込みをすることはできない。
必ず地連が取り纏めて行うこと。
(3) 申込先：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
公益財団法人全日本弓道連盟 全日本弓道遠的選手権大会係 宛
TEL：03-6447-2980
17. 参加料 1名：15,000円
18. 申込締切 令和3年9月30日（木）
19. 宿泊・弁当 各自で手配すること。
20. 注意事項 (1) 大会参加にあたり、各地連経由で配布の「選手必携」を確認すること。
(2) 弓は竹弓とする。矢は新素材シャフトでもよい。
(3) 弓具、服装について第3控で点検を行う。違反箇所が修正されなければ失権とする。
(4) 会場へは、公共の交通機関を利用すること。
(5) 参加者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、参加者各位においてもスポーツ
安全保険に加入することが望ましい。
(6) 参加者は健康保険証を持参のこと。
21. 映像の取り扱いについて
個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体
となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないように、十分に配慮すること。
権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。
22. その他 申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。
ただし、下記(2)の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の
申し出があった場合は、公開を停止する。
(1) 大会プログラムならびに関係書類への記載（氏名、所属地連、称号、段位）
(2) 大会結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載
（氏名、所属地連、称号、段位、写真、動画）
(3) 報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。
関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。